

岩手県告示第409号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和4年岩手県告示第294号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町及び同郡岩泉町
- 2 実施した期間 令和4年6月1日から令和5年3月20日まで
- 3 実施した基本測量の種類 航空レーザ測量による高精度標高データ整備